

取手市国民健康保険税条例の改正(案)

令和6年12月27日閣議決定の「令和7年度税制改正の大綱」において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、次の改正を令和7年4月1日から実施するものです（令和7年3月の国会終了後に専決処分にて実施）。

①課税限度額の引上げ

国民健康保険税の医療保険等基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げる。

区分	現行	改正後
医療保険分	<u>65万円</u>	<u>66万円</u>
<u>後期高齢者支援金分</u>	<u>24万円</u>	<u>26万円</u>
介護納付金分	17万円	現行どおり
合計	<u>106万円</u>	<u>109万円</u>

② 5割軽減・2割軽減の基準額見直し

低所得者に対し被保険者均等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準に関しては被保険者数に乗ずる金額を29.5万円から30.5万円に、2割軽減の基準に関しては被保険者数に乗ずる金額を54.5万円から56万円に引き上げる。

軽減割合	軽減判定所得	
	現行	改正後
7割	43万円 ^{※1} + 10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ 10万円×(給与所得者等の数-1)
<u>5割</u>	<u>29.5万円</u> ×被保険者数+43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	<u>30.5万円</u> ×被保険者数+43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)
<u>2割</u>	<u>54.5万円</u> ×被保険者数+43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	<u>56万円</u> ×被保険者数+43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)

※1 43万円：地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額